

ID: 409

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	公開請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市情報公開条例施行規則 第3条
例 規 番 号	平成14年規則第30号
【根拠条文】 (公開請求の却下) 第3条 市長は、条例第6条第1項の規定による公開請求を受けた場合において、当該請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求を却下することができる。 (1) 条例第2条第2号ただし書に規定するものに係る請求であるとき。 (2) 条例第18条に規定する法令又は他の条例に定めがある公文書の公開に係る請求であるとき。 (3) 条例第6条第2項の規定による補正に応じないとき。 2 市長は、前項の規定に基づき請求を却下したときは、当該却下に係る公文書の公開の請求をした者に対し、速やかに公文書公開請求却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。 【基準】 根拠条文、条例第2条第2号ただし書及び第18条の規定による。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (省略) (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの (3) (省略) 第18条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあり、別に定められた手続によって、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の写しの交付を受けることができる場合については適用しない。	
標準処理期間	公開請求があった日から15日以内(条例第12条第1項)
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-----------	-----------	---------	----------